

# 定 款

社団法人 千葉県産業廃棄物協会

# 目 次

第1章	総 則	1
第2章	会 員	2
第3章	役員、職員及び顧問	3
第4章	総 会	6
第5章	理 事 会	8
第6章	資産及び会計	9
第7章	定款の変更及び解散	11
第8章	雑 則	12
附 則		12

# 社団法人千葉県産業廃棄物協会定款

## 第1章 総 則

### (名 称)

第 1 条 本協会は、社団法人千葉県産業廃棄物協会という。

### (事 務 所)

第 2 条 本協会は、事務所を千葉市中央区新千葉2丁目1番7号に置く。

### (目 的)

第 3 条 本協会は、産業廃棄物の処理及び再生利用を行う者に対し産業廃棄物の適正な処理及び再生利用を指導し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上、並びに産業廃棄物の再資源化を図り、産業廃棄物の不適正処理に対する改善対策を確立し及び実施し、もって県民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

### (事 業)

第 4 条 本協会は、前条の目的を達するため、次の事業を行う。

- (1) 産業廃棄物の適正な処理及び再生利用等に関する調査研究事業
- (2) 産業廃棄物の適正な処理及び再生利用等に関する資料及び情報の収集及び提供事業
- (3) 産業廃棄物の適正な処理及び再生利用等に関する研修事業
- (4) 産業廃棄物の適正な処理及び再生利用等に関する相談及び指導事業
- (5) 産業廃棄物の適正な処理及び再生利用等に関する知識の普及啓蒙事業
- (6) 産業廃棄物の適正な処理及び再生利用等に関する関係行政機関の施策に対する協力事業
- (7) 環境保全対策基金の設置及び運営その他の産業廃棄物による公害発生に係る環境保全対策事業
- (8) 機関紙の発行事業
- (9) 前各号の事業を達成するために必要な事業

## 第2章 会 員

### (会員の種類)

第 5 条 本協会の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、許可又は指定を受けた産業廃棄物の処理又は再生を行う業者及びその団体で、本協会の目的に賛同して入会したもの
- (2) 賛助会員 産業廃棄物排出事業者、産業廃棄物関連業者及びその団体で、本協会の目的に賛同して入会したもの

### (入会及び入会金)

第 6 条 正会員又は賛助会員になろうとするものは、理事会において定める入会金を添えて入会申込書を会長に提出し、理事会の承認をえなければならない。

### (会 費 等)

第 7 条 会員は、総会において定める会費及び環境保全対策基金会員賦課金（第4条第7号の基金に充てるための会員の負担金をいう。以下同じ。）を納入しなければならない。

2. 会員が既に納入した会費、入会金、環境保全対策基金会員賦課金等の拠出金は、これを返還しない。
3. 退会した会員が退会時までには納入すべき会費及び環境保全対策基金会員賦課金（以下この項において「会費等」という。）除名された会員が除名時までには納入すべき会費等及び会員たる資格を喪失した会員が資格喪失時までには納入すべき会員等について、本協会は、その請求権を有するものとする。

第 8 条 削除

### (退 会)

第 9 条 会員は、退会しようとするときは、その旨を書面で会長に届け出なければならない。

2. 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 会員が死亡し、又は会員である法人等が破産若しくは解散したとき。
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許可若しくは指定の取消処分を受け、又は当該許可若しくは指定に係る事業を廃止したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を1年以上滞納し、かつ催告に応じないとき。
- (4) 除名されたとき。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、その会員を除名することができる。

- (1) 本協会の名誉をき損し、又は設立の趣旨に反する行為をしたとき。
  - (2) 本協会に対してなした犯罪により刑罰を科せられたとき。
2. 前項第1号の規定により会員を除名しようとするときは、除名の議決を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(届出)

第11条 会員は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに会長に届け出なければならない。

- (1) 氏名若しくは名称、住所若しくは事務所の所在地、又は事業を行う場所を変更したとき。
- (2) 事業を新規に追加したとき。
- (3) 事業の一部の休止又は廃止したとき。

### 第3章 役員、職員及び顧問

(役員の種類)

第12条 本協会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 4名
- (3) 専務理事 1名
- (4) 常任理事 4名以上5名以内
- (5) 理事 20名以上25名以内(会長、副会長、専務理事及び常理事を含む)

(6) 監 事 2 名

( 役員 の 選 任 )

- 第 13 条 理事及び監事は、総会において選任する。
2. 会長、副会長、専務理事及び常任理事は、理事会において理事のうちから選任する。
  3. 監事は、他の役人を兼ねることができない。
  4. 理事に異動があったときは、2 週間以内に登記し、登記簿謄本を添えて、遅滞なく千葉県知事に届け出なければならない。
  5. 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を千葉県知事に届け出なければならない。

( 役員 の 職 務 )

- 第 14 条 会長は本協会を代表し、業務を総括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定する順序によりその職務を行う。
  3. 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、業務を掌理する。
  4. 常任理事は、会長及び副会長を補佐し、業務を分担執行し、会長及び副会長ともに事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指定する順序によりその職務を行う。
  5. 理事は、理事会の構成員として業務の執行を決定する。
  6. 監事は、次に掲げる業務を行う。
    - (1) 財産及び会計を監査すること。
    - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
    - (3) 財産、会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを総会又は千葉県知事に報告すること。
    - (4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会及び理事会の招集を請求し、又はこれを召集すること。

( 役員 の 任 期 )

- 第 15 条 役員 の 任 期 は、2 年 と す る。た だ し、再 任 を 妨 げ な い。
2. 補欠役員（定数増加により補充された役員を含む。）の任期は、残任期

間とする。

3. 任期満了又は辞任によって退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### ( 役員 の 解 任 )

第 16 条 役員が、次の各号のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決により、解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
2. 前項の規定により役員を解任しようとするときは、解任の議決を行う総会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

#### ( 役員 の 報 酬 等 )

第 17 条 役員は、常時勤務する場合に限り、有給とすることができる。

2. 役員には、費用を弁償することができる。
3. 全各項に関し必要な事項は、総会の議会を経て、会長が定める。

#### ( 顧 問 )

第 18 条 本協会に顧問を置くことができる。

2. 顧問は、学識経験者のうちから、理事会の議決を得て会長が委嘱する。
3. 顧問は、本協会の運営方針に関し、会長の諮問に応じ答申し、及び会長に意見を具申する。

## 第 3 章 の 2 事 務 局

#### ( 事 務 局 )

第 19 条 本協会の事務を処理するため、本協会に事務局を置く。

2. 事務局には、事務局長及びその他の職員を置く。
3. 事務局長は、理事会の議決を得て会長が任免し、その他の職員は、会長が任免する。
4. 前3項に定めるもののほか、事務局の組織及び運営等に関し必要な事項

は、理事会の議決を得て会長が別に定める。

(帳簿及び書類の備付け)

第 19 条の 2 事務所には、常に次に掲げる帳簿および書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書
- (4) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 収入及び支出に関する証拠書類
- (7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (8) その他必要な帳簿及び書類

## 第 4 章 総 会

(種 別)

第 20 条 総会は、定時総会及び臨時総会とする。

(構 成 等)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

2. 賛助会員は、総会に出席し、意見を述べることができる。

(議決事項)

第 22 条 総会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画の決定
- (2) 収支予算の決定
- (3) 事業報告の承認
- (4) 収支決算の承認
- (5) その他本協会の運営に関する重要な事項

(開 催)

第 23 条 定時総会は、毎年 2 月及び 5 月に開催する。

2. 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、収集を請求したとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から、会議の目的を記載した書面により請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 6 項第 4 号の規定により、監事が招集し、又は招集の請求をしたとき。

(招 集)

第 24 条 総会は、この定款に別に規定するもののほか、会長が招集する。

2. 会長は、前条第 2 項第 2 号及び第 3 号の規定により請求があったときは、その日から 20 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3. 総会を招集する場合には、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を記載した書面により、開催の日の 10 日前までに会員に通知しなければならない。

(議 長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員のうちから選任する。その場合において、議長が選出されるまでの仮議長は、会長がこれに当たる。

(定 足 数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第 27 条 総会の議事は、この定款に別に規定するもののほか、出席した正会員の過半数の同意をもって決する。この場合において、議長は、議決に加わることはできない。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第 28 条 やむを得ない理由のため出席できない正会員は、他の正会員を代理人として表決を委任し、またはあらかじめ議案として通知された事項について書面をもって表決することができる。この場合において、前 2 条及び次条第 1 項第 3 号の規定の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
  - (2) 正会員の現在数
  - (3) 総会に出席した正会員の数及び出席者氏名(書面表決者及び表決委任者の場合にあつては、その旨を附記すること。)
  - (4) 審議事項及び議決事項
  - (5) 議事の経過の概要及びその結果並びに発言者の発言要旨
  - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその総会において選出された議事録署名人 2 名以上が署名押印しなければならない。

## 第 5 章 理 事 会

(設置構成等)

第 30 条 本協会に理事会を置く。

2. 理事会は、理事をもって構成する。
3. 監事は、理事会の求めに応じて、理事会に出席して意見を述べることができる。ただし、表決には加わらない。

(議決事項)

第 31 条 理事会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開 催)

第 31 条の 2 理事会は、次のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事の現在数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 6 項第 4 号の規定により、監事が招集し、又は招集の請求をしたとき。

(招 集)

第 32 条 理事会は、この定款に別に規定するもののほか、会長が招集する。

2. 会長は、前条第 2 号及び第 3 号に該当する場合は、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を記載した書面により、開催の日の 10 日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第 32 条の 2 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定 足 数)

第 33 条 第 26 条から第 29 条までの規定は、理事会について準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「理事会」と「正会員」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

## 第 6 章 資 産 及 び 会 計

(資産の構成)

第 34 条 本協会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 環境保全対策基金会員賦課金

- (5) 事業に伴う収入
- (6) 資産から生じる収入
- (7) その他の収入

(資産の管理)

第 35 条 本協会の資産は会長が管理し、その方法は理事会の議決により定める。

(経費の支弁)

第 36 条 本協会の経費は資産をもって支弁する。

(事業年度)

第 37 条 本協会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 38 条 本協会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、その事業年度開始前に総会において出席した正会員の 3 分の 2 以上の議決を経て、千葉県知事の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。ただし、やむを得ない事情があるため、事業年度開始前に総会の議決及び千葉県知事の承認が得られない場合には、その事業年度開始の日から 2 月以内に総会の議決及び千葉県知事の承認を得るものとする。

2. 前項ただし書の場合にいて、総会の議決を経るまでの間は、前事業年度の予算に準じて収入し、及び支出することができる。
3. 前項の規定による収入及び支出は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

(事業報告、決算及び財産目録)

第 39 条 本協会の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、会長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、総会において出席した正会員の 3 分の 2 以上の議決を経て、その事業年度終了後 2 月以内に千葉県知事に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、

2 週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

( 長期借入金 )

第 39 条の 2 本協会が資産の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において出席した正会員の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、千葉県知事の承認を得なければならない。

( 義務の負担及び権利の放棄 )

第 39 条の 3 予算で定めるものを除き、本協会が新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、総会において出席した正会員の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、千葉県知事の承認を得なければならない。

## 第 7 章 定款の変更及び解散

( 定款の変更 )

第 40 条 この定款は、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経て、千葉県知事の認可を得なければ変更することができない。

( 解散及び残余財産の処分 )

第 41 条 本協会は、民法第 68 条第 1 項第 2 号から第 4 号まで及び第 2 項の規定により解散する。

2. 民法第 68 条第 2 項の規定による総会の決議により解散する場合は、正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、千葉県知事の認可を得なければならない。
3. 本協会が解散のときに有する残余財産は、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、千葉県知事の許可を得て、本協会と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

## 第 8 章 雑 則

(委 任)

第 42 条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決により会長が別に定める。

### 附 則

附 則 (昭和 54 年 10 月 9 日)

1 この定款は、設立許可のあった日から施行する。

附 則 (昭和 58 年 6 月 7 日)

1 この定款は、定款変更の認可のあった日から施行する。

附 則 (平成元年 12 月 22 日)

1 この定款は、定款変更の認可のあった日から施行する。

附 則 (平成 3 年 6 月 24 日)

1 この定款は、定款変更の認可のあった日から施行する。

附 則 (平成 4 年 6 月 26 日)

1 この定款は、定款変更の認可のあった日から施行する。